

## 香川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱)

第2条 推進員は、次の各号のすべてを満たしている者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 香川県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者であること。
- (2) 県内に居住又は在勤、在学する者であること。
- (3) 年齢満18歳以上の者であること。ただし、高校生を除く。

### (台帳登録)

第3条 知事は、推進員を委嘱したときは、住所、氏名等を地球温暖化防止活動推進員台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。

- 2 推進員は、台帳の記載事項に変更が生じたときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

### (委嘱期間)

第4条 推進員の委嘱期間は、委嘱のあった日の属する年度の4月1日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 知事は、2年に1回推進員応募申請の定期受付を行う。
- 3 前項による定期受付の終了後に、期間を定め推進員応募申請の随時受付を行うものとする。ただし、随時受付で委嘱された推進員の委嘱期間は、第1項に関わらず委嘱された日から前項による定期受付の委嘱期間の終期までとする。

### (活動)

第5条 推進員は、法第37条第2項に基づく活動のほか、県からの依頼に応じ、市町、自治会、住民団体等が行う地球温暖化対策に関する研修会等において、啓発等を行う。

### (活動上の義務)

第6条 推進員は、推進員であることを利用して、営利活動など、推進員として相応しくない行為をしてはならない。

- 2 推進員は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱を解かれた後も同様とする。

(解嘱)

第7条 知事は、推進員から辞任の申出があったときは、これを解嘱するものとする。

2 知事は、第6条に定める活動を行う見込みがないと認められるとき、又は推進員として相応しくない行為が認められるときは、これを解嘱することができる。

(報告)

第8条 推進員は、年間活動状況について、翌年度の4月30日までに知事へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進員に関する庶務は、香川県環境森林部環境政策課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。